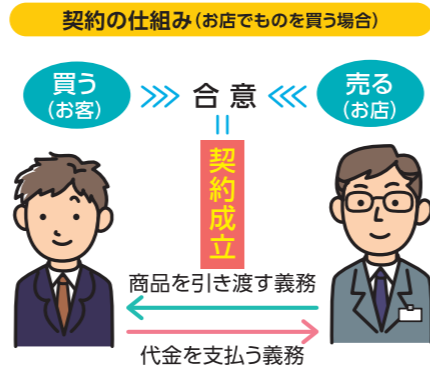


私たちは毎日の生活の中で、必要な商品やサービスを消費して生活しています。商品を購入したり、サービスを利用する、これらはすべて「契約」です。「契約」は、日々の生活の様々な場面で行われています。

## 契約のルール

契約とは、法律上の約束のことで、消費者が「買う」という申込の意思と事業者の「売る」という承諾の意思が合致することにより成立し、消費者・事業者それぞれに権利と義務が発生します。

契約は口約束でも成立し、必ず契約書を交わさなければならないわけではありません。いったん成立した契約は、正当な理由がない限り、どちらか一方の都合で内容を変更したりやめたりすることはできません。どちらかが義務を果たさない場合には、契約を守るように督促されたり、損害賠償請求をされることもあります。



### 未成年者を守る「未成年者取消権」

未成年者は成人と比較して、知識や経験が不足しており、判断能力も不十分であることから、「法定代理人(親など)の同意がないまま未成年者がした契約は取り消すことができる」と法律で定められています。

**注意!** こんな場合は未成年者の契約でも取り消しできません!

お小遣いの範囲の契約

「成人である」「親の承諾がある」とうそをついた契約

など

## 若者の消費者トラブルの状況

### 相談の多い商品・サービス【年代別】

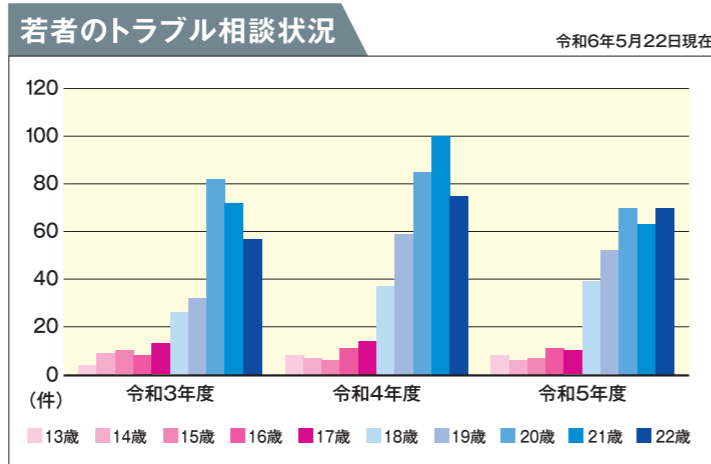
13歳～15歳	16歳～18歳	19歳～22歳
インターネットゲーム	商品一般	エステティックサービス
他の化粧品	インターネットゲーム	他の内職・副業
他の健康食品	エステティックサービス	役務その他サービス

中高生の相談内容としては、オンラインゲームの課金などのワンクリック請求や、SNSなどの広告から商品を購入した際の定期購入のトラブルといったものが多く寄せられています。

### 成年年齢に達すると消費者トラブルが増える傾向に

センターに寄せられた若者のトラブルの状況では、18歳以降の相談件数が大幅に増える傾向が見られます。これは、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、親の同意がなくても契約できる一方で、未成年者取消権の保護がなくなったことが要因の1つと考えられます。

高校卒業後、進学や就職などをきっかけに、親元を離れて新生活を始める時期であることや、法的知識や社会経験が不足している若者を狙い打ちにする悪質な業者もいることから、消費者トラブルに巻き込まれるケースの増加が懸念されています。



### 保護者の皆様へ

消費者トラブルにあわないためには、未成年のうちから「お金の使い方」や「契約とはどんなものか」など心構えや考え方を身につけておくことがとても大切です。主な消費生活の場であるご家庭での学びに、ぜひこのリーフレットをご活用ください。

## よくある相談事例

### 事例1 ゲームやライブ配信の高額請求

携帯会社からの請求書を確認したら、約7万円の請求があった。息子に確認すると、母親がスマートフォンに設定したパスワードを使って、キャリア決済を利用しオンラインゲームで課金していたことがわかった。許可をしていないので取り消したい。

トラブルにあわないために

- 日頃から家族でネットやスマートフォンの利用にあたってのルールを話し合っておきましょう。
- クレジットカード情報の登録状況やキャリア決済の設定状況を確認するとともに、暗証番号の管理を徹底しましょう。

### 事例2 インターネットショッピング

SNSの広告で「初回500円」というダイエツサブリを注文した。数日後、同じ商品が2個届き、頼んだ覚えがないので確認したところ「お試しも含めて4回の購入が必要で、2回目以降は5,000円になる。4回購入後でないとは解約できない。」と言われた。

トラブルにあわないために

- インターネットショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。定期購入が条件となっていないか、支払う総額がいくらか解約・返品の方法と条件などを、商品の注文前によく確認しましょう。
- 申し込みの最終確認画面を印刷したり、スクリーンショットして保存するなどして、契約内容を記録しておきましょう。

### 事例3 ワンクリック請求

スマートフォンで無料の動画サイトを見ていたら、「18歳以上」という年齢確認の画面が出てクリックしたところ、「登録完了。登録料88,000円を振り込んでください。」と表示された。お金がかかるという表示もなかったし、間違ってクリックしたため退会したいが、どうしたらよいか。

トラブルにあわないために

- 「間違えて登録した場合は連絡してください」などと電話番号が表示されていても電話をかけるはいけません。個人情報を聞きだされるおそれがあります。
- 単にアクセスしただけで契約が成立したとは言えません。料金を請求されても支払わないようにしましょう。



### SNSをきっかけにした消費者トラブルが増加しています!

SNSはいつでも、誰でも使える便利なツールですが、悪質商法の手口として利用されるケースもあり注意が必要です。商品の効果を過剰にうたったり、大幅な値引きをされた広告や、「簡単にもうかる」「損はしない」などの投稿はうのみにせず、必ず事前に確認しましょう。SNSの利用の仕方について、家族で話し合うことも大切です。

## クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度は、訪問販売や電話勧誘などの不意打ち的な勧誘で契約してしまった場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

【対象となる取引と期間】 申込書または契約書を受取った日が起算日

取引内容	期間
訪問販売(キャッチセールス・アポイントメントセールスなど)、電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供(エステティック・学習塾・家庭教師など)、訪問購入	
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
業務提供誘引販売取引(サイドビジネス商法など)	

※店舗や通信販売で購入したもの、3,000円未満の現金取引など、クーリング・オフの対象外の取引もあります。

クーリング・オフは期間内に販売会社あてに記録が残るように通知します。(クレジット契約の場合はクレジット会社にも通知します。)はがきなどの書面で通知する以外に、メールやウェブサイト、FAXでも通知することができます。詳しくは消費生活センターへお問い合わせください。

クーリング・オフについて  
仙台市ホームページ

